

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第1区分

【発行日】令和3年2月12日(2021.2.12)

【公開番号】特開2020-184480(P2020-184480A)

【公開日】令和2年11月12日(2020.11.12)

【年通号数】公開・登録公報2020-046

【出願番号】特願2019-88860(P2019-88860)

【国際特許分類】

H 05 B	33/02	(2006.01)
H 01 L	51/50	(2006.01)
H 05 B	33/26	(2006.01)
H 01 L	27/32	(2006.01)
H 05 B	33/12	(2006.01)
H 05 B	33/14	(2006.01)
G 02 B	5/20	(2006.01)
G 02 B	3/00	(2006.01)
G 09 F	9/30	(2006.01)
G 09 F	9/302	(2006.01)

【F I】

H 05 B	33/02	
H 05 B	33/14	A
H 05 B	33/26	Z
H 01 L	27/32	
H 05 B	33/12	E
H 05 B	33/14	Z
G 02 B	5/20	1 0 1
G 02 B	3/00	A
G 09 F	9/30	3 4 9 Z
G 09 F	9/302	C
G 09 F	9/30	3 4 9 B
G 09 F	9/30	3 6 5

【手続補正書】

【提出日】令和2年12月23日(2020.12.23)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

共通電極と、

第1の画素電極および第2の画素電極と、

前記共通電極と前記第1の画素電極および前記第2の画素電極との間に設けられる発光層と、

前記第1の画素電極に対応する第1のレンズと、

前記第2の画素電極に対応する第2のレンズと、

を備え、

平面視における、前記第1の画素電極の面積は、前記第2の画素電極の面積よりも大き

く、

平面視における、前記第1のレンズの面積は、前記第2のレンズの面積よりも大きい、ことを特徴とする表示装置。

【請求項2】

前記共通電極と前記第1のレンズとの間に設けられ、前記第1の画素電極に対応する第1の着色部と、

前記共通電極と前記第2のレンズとの間に設けられ、前記第2の画素電極に対応する第2の着色部と、

平面視における、前記第1の着色部の所定方向の幅は、前記第2の着色部の前記所定方向の幅よりも長い、

ことを特徴とする請求項1に記載の表示装置。

【請求項3】

前記第1の着色部は、第1の波長域の光を透過し、

前記第2の着色部は、前記第1の波長域よりも長い第2の波長域の光を透過する、

ことを特徴とする請求項2に記載の表示装置。

【請求項4】

前記第1のレンズの体積は、前記第2のレンズの体積よりも大きい、

ことを特徴とする請求項1ないし3のいずれか1項に記載の表示装置。

【請求項5】

前記第1のレンズの高さは、前記第2のレンズの高さよりも高い、

ことを特徴とする請求項1ないし4のいずれか1項に記載の表示装置。

【請求項6】

前記第1の画素電極と前記第1のレンズとの間の距離は、前記第2の画素電極と前記第2のレンズとの間の距離より長い、

ことを特徴とする請求項1ないし5のいずれか1項に記載の表示装置。

【請求項7】

平面視における、前記第1のレンズの面積は、前記第1の画素電極の面積よりも大きく、

平面視における、前記第2のレンズの面積は、前記第2の画素電極の面積よりも大きい、

ことを特徴とする請求項1ないし6のいずれか1項に記載の表示装置。

【請求項8】

請求項1ないし7のいずれか1項に記載の表示装置を備えることを特徴とする電子機器。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

本発明の表示装置の一態様は、共通電極と、第1の画素電極および第2の画素電極と、前記共通電極と前記第1の画素電極および前記第2画素電極との間に設けられる発光層と、前記第1の画素電極に対応する第1のレンズと、前記第2の画素電極に対応する第2のレンズと、を備え、平面視における、前記第1の画素電極の面積は、前記第2の画素電極の面積よりも大きく、平面視における、前記第1のレンズの面積は、前記第2のレンズの面積よりも大きい。